

レジリエント・シティ京都市統括監設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、レジリエント・シティ京都市統括監(Chief Resilience Officer。以下「CRO」という。)の設置及びCROの活動に関する必要な事項について定めるものとする。

(職務)

第2条 CROは、次の職務を担う。

- (1) 本市において、「SDGs」、「レジリエンス」、「地方創生」の一体的な推進を図るため、庁内外の多様なステークホルダー(関係者)との対話を促進するとともに、レジリエンス戦略を実行するに当たり、市長及び各部局等に対して、必要な支援や助言等を行う。
- (2) レジリエント・シティーズ・ネットワーク(Resilient Cities Network(略称RCN)、関係機関等に対する第一の窓口責任者となる。
- (3) 都市レジリエンスの構築に関係する各種計画等の策定及び実行への協力を行う。
- (4) その他、本市における都市レジリエンスの構築に必要な業務を行う。

(選定)

第3条 CROは、市長が適当と認める者のうちから選定する。

(任期)

第4条 CROの任期は、1年とする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、延長することがある。

(報酬等)

第5条 市長は、CROに対して、第2条に掲げる役割を果たすために必要と認める報酬その他の経費を支給し、又は提供することができる。

(庶務)

第6条 CROに関する庶務は、総合企画局において行う。

(補足)

第7条 この要綱に定めるもののほか、CROの活動に関して必要な事項については、総合企画局長が定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年3月18日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年7月1日から施行する。